

横浜市家庭的保育事業設備助成金交付要綱

制 定 平成 27 年 9 月 17 日ここ施第 808 号（副市長決裁）

最近改正 令和 3 年 4 月 1 日ここ施第 104 号（局長決裁）

（趣 旨）

第 1 条 この要綱は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。）第 6 条の 3 第 9 項に定める家庭的保育事業を実施しようとする者に対し、予算の範囲内で建築物の改修等に要する費用を助成することについて、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（対象者等）

第 2 条 助成の対象者は、家庭的保育事業を実施するために既存の建築物の改修等（改修及び設備整備をいう。以下同じ。）を行う者とする。

2 暴力団員等（横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団員をいう。）は助成の対象としない。

3 対象者が整備する家庭的保育事業は、次に掲げる基準を満たすものでなければならない。

（1）定員は、5 人以下であること。

（2）設備及び運営に関し、横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例（平成 26 年 9 月横浜市条例第 47 号）に適合するものであること。

（3）施設の改修等の費用及び運営に要する費用について資金計画が確実であること。

（対象経費等）

第 3 条 助成対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、既存の建築物の改修等に必要な経費及び前条第 3 項に定める基準を満たすために必要な設備の整備に係る費用とし、次に掲げる費用は含まないものとする。

（1）土地の買収又は整地に要する費用

（2）既存建物（集合住宅の場合の区分所有権を含む。）の買収に係る費用

（3）設計費及び工事監理費

（4）その他整備として相当と認められないもの

2 他の公的助成金及び公的融資を受けるものは、助成の対象としない。

（事前協議書等の提出）

第 4 条 助成金の交付を受けて新たに家庭的保育事業を実施しようとする者（ただし、既に家庭的保育事業者として実施をしていて、自園調理を実施するための助成及び、定員増に伴う備品購入のための助成については除く）は、市長が指定した期日までに、横浜市家庭的保育事業等認可・確認要綱第 15 条に規定する家庭的保育事業等認可事前協議書等（以下「事前協議書等」という。）を提出するものとする。

（助成の内示）

第 5 条 市長は、前条に規定する事前協議書等を受理したときは、横浜市児童福祉審議会で審査の上、助成の適否を決定し、別に定める様式により申請者に通知するものとする。ただし、自園調理を実施

するための設備助成及び定員増に伴う備品費の助成については、この限りでない。

(助成の申請)

第6条 前条の規定により助成の内示を受けた者及び既存設備の拡充を希望する者が補助金規則第5条第1項の規定に規定する提出書類は、横浜市家庭的保育事業設備助成金交付申請書(第1号様式)とする。

2 補助金規則第5条第2項第3号、第4号及び第5号に規定する添付書類は、事業計画書(別紙1)及び各室面積表(別紙2)とする。

3 補助金規則第5条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する記載事項は、事業計画書(別紙1)に記載するものとする。

4 補助金規則第5条第3項の規定により、市長が助成金交付申請書への記載又は添付を省略させることができる事項及び書類は補助金規則第5条第2項第2号に規定する書類とする。

(助成金の額)

第7条 助成金の交付金額は、次のとおりとする。

助成の種類	助成限度額		
既存建物の増改築	200万円(うち備品費は65万円を上限額とする。)		
定員増に伴う備品の購入	1名あたり5万円。(ただし10万円を補助の上限額とする。)		
既存の家庭保育福祉員から現事業に移行した施設のうち、自園調理の経過措置を受け、調理設備設置にかかる改修費	(1) 調理設備改修・手洗い設備設置 100万円 (2) 冷蔵庫・調理器具・食器等の備品・消耗品の購入 30万円 ただし、退職する予定の者は、以下の表の金額に準じた金額を助成上限額とする。		
	退職までの残年度数	助成上限額(積算方法)	
		(1)助成上限額	(2) 助成上限額
	1年度	20万円(100万円×1/5)	6万円(30万円×1/5)
	2年度	40万円(100万円×2/5)	12万円(30万円×2/5)
	3年度	60万円(100万円×3/5)	18万円(30万円×3/5)
4年度	80万円(100万円×4/5)	24万円(30万円×4/5)	

(交付決定通知)

第8条 市長は、第6条の規定に基づく交付申請があった場合は、その内容を審査し、市の予算の範囲内で助成予定額を決定し、決定内容及び交付条件を横浜市家庭的保育事業設備助成金交付決定通知書(第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

2 補助金規則第6条第3項の規定による助成金を交付しない旨の決定通知は、横浜市家庭的保育事業設備助成金不交付決定通知書(第3号様式)により行うものとする。

(申請の取り下げの期日)

第9条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める助成金交付申請の取り下げ期日は、申請者

が決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して10日以内とする。

(申請内容の変更等の承認)

第10条 助成金交付対象者が助成金交付申請の内容を変更しようとするときは、速やかに、横浜市家庭的保育事業整備助成金交付変更申請書(第4号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請について承認するときは、横浜市家庭的保育事業設備助成金交付変更承認通知書(第5号様式)により通知する。

3 市長は、第1項の申請について不承認とするときには、横浜市家庭的保育事業設備助成金交付変更不承認通知書(第6号様式)により通知する。

4 助成金交付対象者は、当該事業の整備を中止しようとするときには、速やかに横浜市家庭的保育事業助成金中止申請書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

5 市長は、前項の申請を受理し、助成金交付決定を取り消すときには、助成金交付対象者に横浜市家庭的保育事業助成金交付決定取消通知書(第8号様式)により通知する。

(実績報告書の提出)

第11条 第8条の規定により助成金の交付の決定を受けた者は、改修等の工事完了後、速やかに、横浜市家庭的保育事業設備助成金事業実績報告書(第9号様式)に必要な書類を添付して市長に報告しなければならない。

2 実績報告書の提出にあたり、助成対象経費のうち本要綱に基づき交付する助成金をもって充てる以外には支払いが困難であると市長が認める経費については、補助金規則第14条第1項第2号に定める領収書等の提出は省略できるものとする。ただし、省略する場合であっても、当該経費の支払い後に受領した領収書については、第19条の関係書類として保存するとともに、その写しを市長に速やかに提出しなければならない。

3 補助金規則第14条第4項の規定により市長が事業報告への記載又は添付を省略させることができる書類及び事項は、補助金規則第14条第1項第3号及び第5号に規定する書類とする。

4 補助金規則第14条第5項ただし書の規定に基づき市長が必要と認める領収書等は、補助事業等に係るすべての領収書等とする。

5 市長は、第1項の事業実績報告を受けたときは実地検査を行い、適正であると認めるときは第7条の規定により決定した交付予定額を、修正する必要があると認めるときは修正した金額を交付決定額として、横浜市家庭的保育事業設備助成金額確定通知書(第10号様式)により、申請者に通知する。

(助成金の請求)

第12条 前条の規定により助成金の交付決定額の通知を受けた者は、速やかに、横浜市家庭的保育事業設備助成金請求書(第11号様式)を市長に提出しなければならない。

(届出及び調査)

第13条 助成金の交付決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 工事に着手したとき。

(2) 工事を完了したとき。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還)

第 14 条 助成金の交付を受けた者は、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した後、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第 12 号様式）に必要な書類を添付し、市長へ提出しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うこと。

また、市長に報告を行った後、横浜市家庭的保育事業設備助成金額再確定通知書（第 13 号様式）に基づき、当該仕入控除税額を市に納付すること。

(助成金の返還)

第 15 条 市長は助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、整備費の助成金の交付決定を取り消し、又は交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段をもって助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 施設において、宗教の教義を広めるための儀式行事及び信者を教化育成することを目的とする活動を行ったとき。
- (4) 施設において、政治上の主張若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動を行ったとき。
- (5) その他この要綱の規定に違反したとき。

2 対象者が次の各号のいずれかの施設への移行を目的として事業を廃止したときに限り、市長は前項の定めに関わらず助成金の返還を求めないものとする。ただし、財産処分については事業廃止後も第 18 条の定めを適用するものとする。

- (1) 児童福祉法第 34 条の 15 第 2 項の規定による小規模保育事業。
- (2) 児童福祉法第 35 条第 4 項の規定による認可を受ける保育所。

(警察本部への照会)

第 16 条 市長は、必要に応じ、申請者又は第 8 条の交付決定を受けた者が、暴力団に該当するか否かを神奈川警察本部長に対して確認を行うことができる。

(見積書の徴収)

第 17 条 本要綱の対象となる補助事業等に係る工事の請負、物品の購入、業務の委託等を行うときは、補助金規則第 24 条第 2 号の規定により、民間児童福祉施設建設費等整備に係る契約指導要綱に定める方法により行わなければならない。

(財産処分の制限)

第 18 条 補助金規則第 25 条の規定により市長が定める財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、助成金等により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに助成金等により取得し、または効用の増加した機械器具その他の財産であって価格が単価 30 万円以上のものについては、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成 20 年厚生労働省告示第 384 号。以下「処分制限期間」という。）に定めるとおりとする。

(情報公開及び関係書類の保存期間)

第 19 条 この要綱により、助成金の交付を受けた事業に係る書類は情報公開の対象とし、助成金の交付を受けた者は、関係書類を額の確定の日（事業の中止又は廃止を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前項の期間経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は処分制限期間を経過する日のいずれか遅い日まで保存しなければならない。

（委任）

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、こども青少年局長が定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成 27 年 9 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 10 月 1 日から施行し、施行日以後に交付申請があったものから適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、第 1 号様式及び第 9 号様式の改正規定は平成 31 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、令和 2 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度の予算に係る補助金から適用する。